

平成 27 年 1 月使用分から、キャンセル制度が変わります。

札幌市では、区民センター・コミュニティセンター・地区センターの申込方法を、より利用しやすく、分かりやすく、公平な制度とするため、平成 27 年 1 月以降の使用分から、キャンセル制度を以下のように変更します。

<変更内容>

	変更前 (平成 26 年 12 月末の使用分まで)	変更後 (平成 27 年 1 月以降の使用分から)
貸室の変更 1 回 限り 6 日前まで	料金の高い貸室への変更のみ可能	料金の高低に関わらず変更が可能※
キャンセルの申出日	15 日前まで 【キャンセル料金】 申込当日～15 日前 (半額) 14 日前～使用日 (全額)	6 日前まで 【キャンセル料金】 申込翌日～6 日前 (半額) 5 日前～使用日 (全額)
講師都合のキャンセルの特例	サークル等の講師の都合によりキャンセルをした場合についてのみ、5 日前までキャンセル可能(キャンセル料なし)	特例の廃止 理由に関わらず、キャンセル料金は上記の取扱いで統一

※貸室の変更は使用日の変更も可能です。

※ただし、ホール全面からホール半面及びその他の貸室への変更はできません。

<変更の適用時期>

平成 27 年 1 月以降の使用分から適用します。(ホールは 3 カ月前、貸室は 2 カ月前から予約・キャンセルが可能)

【変更に関するお問い合わせ先】

- ・札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課 (TEL 211-2252)
- ・東区市民部地域振興課 (TEL 741-2429)
- ・各センターの受付窓口



さっぽろ市
02-C01-14-1244
26-2-801